

告 示

埼玉県告示第百八十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十八年二月六日付けで、次のとおり処分した。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
リンク合 資会社	大栄竜二	埼玉県春日部 市大場一〇九 一番地四	平成二十八年三月一日か ら六十七日間の業務の全 部停止